

開催日：平成 12 年 9 月 27 日

会議名：平成 12 年（2000 年）第 269 回定例会（第 4 号 9 月 27 日）

一般質問

- 1 教育改革と青少年の健全育成について
- 2 小型廃棄物焼却炉対策について
- 3 介護保険制度について
- 4 東予インダストリアルパークについて
都市計画法線引き制度の見直しについて
- 5 警察問題について
- 6 河川管理について
- 7 東予港の港湾計画の見直しについて

○議長（谷本永年君）

○17番（明比昭治君）（拍手）自由民主党の明比昭治です。

県議会議員として1年半を迎えようとしています。振り返ってみますと、その責務の重さに緊張の連続であります。幸い議員同志や理事者執行部の皆様を初め、各方面から温かい御理解と御指導を賜り、充実した議員生活ができておりますことに誇りと喜びを感じている次第であります。至りませんが、今後とも御指導をまずもって、お願いを申し上げます。

昨年9月議会で質問をさせていただいてより、2回目の登壇となりました。

昨年の質問の中で、環境保全への取り組みとしてクリーンエネルギーの導入について提言をいたしました。早速、新エネルギービジョン策定事業費として予算化をいただき、去る9月7日の第1回策定検討委員会において、今後2カ年の内に検討を進めていただくことになり、感慨も覚えております。

加戸県政発足以来、目線を県民に合わせ、ともに誇りの持てる郷土づくりを目指して、適切な取り組みをなされておりますことは、喜ばしい限りであります。

いよいよ21世紀の幕開けもカウントダウンの状態となりましたが、希望の持てる新世紀の愛媛づくりに、ともに頑張ろうとエールを送り、私たち議員の立場からも、県民の負託に謙虚にこたえ、その声を生かす努力を誓うものであります。

環境、福祉、教育、経済、どれをとっても抜本的対策が必要ですが、以下現在課題となっている事柄について数点お尋ねをいたしますので、よろしく願いをいたします。

さて、最近の少年犯罪についての報道を見ておりますと、まさしく目を覆うばかりのものがあ、心が痛みます。

しかし、私たちが理解を誤ってならないことは、青少年のすべてが問題や事件を起こしているのではないということ、そして、社会が彼らを孤独へと追いやり、彼らに救いの手が差し伸べられていないのではないかということでもあります。

私は、物の豊かさの追求や学歴偏重が、現在の自己中心的な風潮につながっている

ように思えてなりません。こうした社会のひずみから彼らは孤独の殻に閉じこもり、孤独にさいなまれているのではないのでしょうか。そして、どうしようもない心のもがきが問題行動としてあらわれているのではないかと思えてなりません。テレビゲームやパソコンゲーム、考えようによればインターネットや携帯電話など情報革命は、時代の必須とはいえ、活用方法を誤れば彼らの孤独感に拍車をかけかねません。

このような状況の中、教育改革について、森首相の私的諮問機関である教育改革国民会議においては、学校教育での奉仕活動、入学、就学年齢の見直し、少人数学級の実施、問題教員対策など幅広い検討がなされ、教育改革の国民的論議がスタートラインに立った感があります。特に奉仕活動については、農作業や森林整備、高齢者介護などの作業が想定されますが、自然の中での共同作業や弱い立場の人たちの手助けなど自然や人と触れ合うことにより、青少年の健全育成の一助となるのではないかと思います。

県におきましても、青少年の健全育成について真剣に取り組む必要があろうかと思いますが、知事の教育改革に対するとりわけ造詣の深い所見をお聞かせください。

青少年の健全育成については、いろいろな手法が考えられます。私はスポーツを通じた集団活動に参加することにより、相手を慈しみ相手を思いやり相手の痛みを理解できる心が養われ、人間らしさをはぐくむことができると思うのであります。

私は、ライフワークの一つとしてスポーツ少年団活動の指導者をして、少年期のスポーツ活動に携わっておりますが、少年たちが集団の中で人間として成長する過程を見守ることが私にとりまして大きな楽しみであります。健全な精神は、健全な肉体に宿ると言われますが、スポーツに打ち込む少年たちの礼儀を重んじた真摯な態度、向上心、忍耐力、集中力、相手をいたわる心などは、何物にもかえがたいものがあります。スポーツを通じて培われる精神は、人間らしい心の発露があると確信をいたしております。

今、オリンピックがシドニーで開催され、県出身選手や日本チームの健闘が伝えられ、戦いの厳しさや感動を与えてくれています。厳しい自己との戦いを乗り越え健闘した選手に心から拍手を送るものであります。

オリンピック終了後の大きな国際大会としては2002年、日韓共同主催のワールドカップサッカー大会が挙げられます。本県でも松山市と新居浜市がキャンプ地として誘致に力を入れているところであります。このベースキャンプの招致が実現すれば、スポーツの振興のみならず国際親善にも大いに寄与するものと期待をいたしております。また、昭和28年以来の国体誘致も視野に入れ、施設の改善、充実にも取り組んでいただいております。少年スポーツの振興に取り組んでいる私としても心強い限りでございます。

青少年のスポーツ活動への参加の場は、学校や地域社会にあります。何らかの活動の一つは参加させて、健全な肉体と精神を培ってもらいたいものであります。

そこでお伺いいたします。

青少年の健全育成のためのスポーツ振興について、知事はどのように考えられておられるのかお聞かせ願いたいのであります。

次に、廃棄物問題についてお伺いいたします。

廃棄物問題を解決するためには、リサイクルの徹底と適正処理の確保が不可欠であり、国においてはさきの通常国会で、循環型社会形成推進基本法を初めとしたリサイクル関係6法を成立させ、循環型社会構築に向けての取り組みを図るとともに廃棄物処理法を改正し、昨年成立したダイオキシン類対策特別措置法とあわせ、廃棄物の適正処理のさらなる徹底を図ることとしたところであります。

リサイクル及びダイオキシン対策については、現在、各種の研究がなされております。県内においても、愛媛大学農学部には国内では権威とされる研究スタッフの先生方の技術があり、特に私は、リサイクル資源である人工ゼオライトに注目をいたしております。この物質は火力発電の副産物として生成されるものですが、ダイオキシンを吸着するという特性があります。この研究成果を県として支援することによって、環境ビジネスへの道も開けるのではないかと期待を寄せるものであります。

さて、この8月に厚生省が公表した全国産業廃棄物の排出、処理状況では、平成9年度における産業廃棄物の総排出量は約4億1,500万トンと前年度に比べ1,100万トン減少しておりますが、最終処分場の残容量は全国で約2億1,000万立方メートルとなっておりその残余年数は3.1年分しかなく、最終処分場の確保は厳しい状況が続いており、本県も例外ではないとのことであります。

最終処分場の確保が厳しくリサイクル対策も緒についたばかりの状況のもとで、廃棄物を適正かつ確実に処理していくためには、ダイオキシン対策を着実に講じた上で、当面は廃棄物の適切な焼却処理を実施していくことが必要であると考えられます。

国が発表したダイオキシンの排出状況を見ますと、ダイオキシン対策のための具体的な基準がかけられている大型の廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシンの量は、平成9年の6,500グラムから平成11年には2,040グラムと約3分の1に減少しており、施設改善が着実に進められている状況がうかがわれます。

一方、小型の廃棄物焼却炉からの排出状況を見ますと、平成9年の591グラムから平成11年には481グラムと2割弱しか減少しておらず、平成11年における国全体のダイオキシン総排出量の17%をも占める状況となっております。

このため、今後は、この**小型廃棄物焼却炉の具体的なダイオキシン削減対策が非常に重要であると考えます。**

しかし、現在の廃棄物処理体制の実情からすれば、小型焼却炉を直ちに廃止することは困難であり何らかの対策を講ずる必要があると考えます。今後、県として小型廃棄物焼却炉対策をどのように指導していくのか、お聞かせを願いたいのであります。県民はごみの減量も期待し、さりとて燃やしもできないと悩んでおります。

次に、**介護保険**について伺います。

この質問につきましては、私が12番目でございますが、さきの議員各位からそれぞれ質問がございましたが、重ねて伺いをいたしますので、よろしく願いをしたいと思います。

介護保険については、実施の延期や保険料、サービスの自治体間格差など取りざたされる中、昨年10月から市町村において要介護認定の作業が開始されました。要介護認定については、何よりも公平、公正さが求められますが、保健、医療、福祉の専門家委員による合議体で判定がなされており、認定結果に対する不服申し立てもほと

んどないと聞いております。

また、4月からのサービス提供開始に当たっては、利用者の満足できる介護サービスが提供されるかということが心配されました。6月には、県内にも事業所のあります全国大手の訪問介護会社の大規模な人員整理が報道されましたが、今日まで特に大きな混乱もなく比較的順調な滑り出しと聞いています。これもひとえに県、市町村を初め認定審査会委員の皆さん、ケアプランを作成するケアマネジャーや実際にサービスを提供する各事業者の皆さん方などの多くの方々の努力の結果といえます。

さて、この半年間65歳以上の高齢者からの保険料徴収は、国の特別対策により免除されていましたが、いよいよこの10月から納付が義務づけられます。しかし、現在、介護の必要性を感じていない高齢者の一部からは、今ひとつ納得がいかないなどの声が聞かれます。あるいは納付するにしてもどの程度の保険料を納める必要があるのか、その積算根拠はどうなっているのか、またどのように納付しどのように用いられるのかなど承知しておきたい事柄も多々あると思われまます。県や市町村においては、それらを事前に十分周知し理解の促進に努めることはもちろん問い合わせ等に対しては、誠意を持って十分な説明をお願いしたいと思っています。

私は、65歳以上の高齢者からの保険料徴収が開始されてからが介護保険の本格的なスタートであると考えており、保険料の納付、適切なサービスの提供そしてそれに対する応分の負担がなされて、初めて制度として成り立つものと思います。

そこでお伺いいたします。

10月から開始される65歳以上の高齢者からの保険料徴収を円滑に実施するため、県ではどのような取り組みを行っているのかお聞かせください。また、適正なサービスを提供するためには、介護が必要な方の心身の状況に適したケアプランが大変重要になってまいります。その作成に当たるケアマネジャーをどのように支援していくのかをあわせてお伺いいたします。

続いて、更新認定についてお尋ねいたします。

要介護認定の有効期限は、心身の状況に応じた介護の必要性を常に把握しそれに見合ったサービスを提供していくため、原則として6カ月と定められております。

今後、認定者全員に対して更新認定審査が実施されますが、心身の状況の変動等によっては、これまでの要介護度と異なる認定結果が出される場合も予想されます。認定者やその家族の理解を得るためには、より適切な訪問調査の実施、審査会委員による一層の公平、公正さの確保、変更を生じるに至った具体的で客観的な事実関係の把握、分析等が必要となるのではないのでしょうか。制度の信頼性を損なうことなく円滑な実施を図るためにも、訪問調査員や認定審査会委員のより一層の資質の向上が強く求められます。

そこでお伺いいたします。

更新認定における公正、公平さを確保するため、どのような対策を講じているのかをお聞かせください。

次に、東予インダストリアルパークの整備分譲に関してお伺いをいたします。

このことに関しましては、昨年の9月議会でもお尋ねをしたところでありますが、今回の補正予算に東予インダストリアルパーク企業誘致推進事業費が提案されてお

り、着実な具体化を大変うれしく存じますとともにその成果を期待するものであります。

ところで私は、先般、警察経済委員会の一員として、去る5月7日に完全操業を開始いたしました日新製鋼東予製造所を視察させていただきました。平成3年の立地決定以来、待望久しかっただけに、真新しい工場の偉容を目前にしますと一種の感動さえ覚えたのであります。また、聞くところによりますと、東予製造所の生産額は年間約500億円程度を見込まれているとのことであり、平成10年の工業統計による東予市全体の製造品出荷額が約800億円弱でございますので、その影響の大きさは明らかだと思っております。

しかし今後は、このような大型工場の立地は非常に困難ではないかと考えます。このため、新産業の創出や中小企業に対する支援を強化していくことが肝要になるのではないかと考えるものであります。

県におかれましては、経済環境の変化に対応した現実的な措置として、東予インダストリアルパークの一部を中小企業向け分譲団地として整備する方針を固められ、具体的準備を着実に進めているところでありますが、東予地域ひいては県経済の活性化に大きな役割を果たすことと期待をするものであります。

一方、立地を希望する企業にとりましては、分譲価格を初めとした分譲条件が最大の関心事ではないかと推察するのであります。

そこでお伺いいたします。

今回、東予インダストリアルパークに関します公募経費が提案されておりますが、今後の分譲スケジュールはどうか。また、分譲価格などの分譲条件について、あわせてお聞かせを願いたいのであります。

さらに、**東予インダストリアルパークは、中小企業向け分譲団地として位置づけられており、また、地域の意欲ある企業の受け皿として期待も大きいことから、これら中小企業の支援に結びつくような配慮をぜひともお願いしたいのであります。分譲に関する優遇措置について、さきの代表質問でも我が党の森高議員からも強く求められました。どのようなお考えがあるのかを具体的にお聞かせ願いたいのであります。**

次に、**改正都市計画法におけます線引き制度**についてお伺いいたします。

昭和43年に制定された都市計画法は、制定後30年が経過し都市への人口集中が沈静化するとともに少子高齢化が進行し、人口の減少傾向など新たな時代に対応した抜本的な改正としてこの5月に公布され、来年5月ごろに施行されると聞いております。

その基本方針としては、地方公共団体が主体となって、地域の実情に応じて柔軟に活用できることや住民にとってわかりやすい仕組みとすることなどとされております。その内容としては、**県が都市計画に関するマスタープランを定め、線引きに対する取り組み方針を記述することや都市計画区域外の開発を規制するため、準都市計画区域の制度を創設することなどが盛り込まれていると聞いております。**

そこでお伺いいたします。

現在、改正都市計画法の施行に向けて、国、県もさまざまな取り組みを進められていると思いますが、特に線引き制度については、それを行うか否かの権限が県に与え

られたと聞いておりますが、それを踏まえ、今後、県はどのように取り組まれようとしているのかお伺いをいたします。

次に、**警察問題**についてお伺いいたします。

私は、警察も軍隊も要らない平和な社会が理想と考えますが、現実はそのいきません。治安の維持にも憂うべき状況がありますが、安心して生活できる社会を築いていかなければなりません。

最近、ストーカー行為や困りごと相談がふえていると聞きますが、事件や事故を防止するためには早い段階での対応が求められます。重大な事故や事件の発生防止には、県民の小さな相談に隠れている事件の芽を見逃すことのない体制の整備が必要であり、それが治安の維持につながります。

本県の警察官の数は、人口当たりにしても、事件、事故の負担率から見ても少ない状況だと言われております。警察官の皆さんが頑張っていることには敬意を表するものですが、過重負担が治安維持に問題を生じさせることのないよう強く望むものです。

特に、県民にとって身近な交番や駐在所の活動への期待は、日増しに高まっているように思えます。パトロールを強化してほしい、交番にいつもいてほしいとの声をよく耳にいたします。この二律背反する要望にもとにこたえるためには人数をふやさなければ難しいと思いますが、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

この不足を補う方法として、交番における困りごと相談業務等への対応については、警察官OBの活用などによりその充実を図れないものかと考えております。現在、県警で進められている空き交番対策の内容について、警察本部長にお伺いをいたします。

さらに、来日外国人の犯罪対策についてであります。警察庁のまとめによれば、平成11年中に全国で摘発された来日外国人の総検挙件数は3万4,398件と過去最高の数字となっております。

彼らは拳銃や刃物で武装し、強盗その他凶悪犯罪を起こしており、注目すべきは、事件が日本全国に広がっており、とりわけ地方での増加傾向が著しいことでもあります。四国地方でも平成10年に比べて約2.7倍に大幅増加をしております。

本県においても、ミャンマー人の集団密航に県内の暴力団が関与していた事件や地下銀行事件、さらには台湾の犯罪組織と暴力団が結託して日本の郵便切手を偽造して全国で売りさばっていた事件などが県警により摘発され大きく報道されたことも、記憶に新しいところであります。その実態を的確につかみ迅速に対処していくことも重大な課題であり、さらに対策を推進する上での言語の壁、社会通念や常識の壁があり、巧妙化する犯罪の手口に対処する手法や陣容が隘路となっているのではないかと心配をいたしております。

県内における来日外国人の犯罪の実態と今後の対策のあり方について警察本部長にお伺いをいたします。

最後に、地元問題を2点、要望も含めお伺いをいたします。

西条は自然環境にも恵まれ、江戸時代より海岸部の遠浅の自然条件を生かした干拓を行い産業の振興に取り組んでまいりました。昭和39年に東予新産業都市の指定を受け、田園工業都市として企業誘致を積極的に推進し、さらに昭和50年からは、瀬

戸内の最後で最大の埋め立てと言われた100万坪の東部臨海土地造成事業が完成し100社近い企業の立地を見ております。その効果は、工業出荷額、雇用機会の拡大、さらには税収の増大としてもあらわれ、町の元気度は自負できるものがあります。これもひとえに県、国の御指導、御支援のたまものであり、市民一同感謝にたえないところであります。

この西条を生かす財産の一つに水があります。石鎚山系より母なる加茂川に抱かれはぐくまれてきたこの水が産業も育て、三菱電機やアサヒビールの立地にもつながりました。この私たちの財産を次の世代に引き継がなければなりません。西条市では、将来的な地下水の需給、保全計画を作成するために、地質構造、自噴機構、地下水の貯留量、水収支等を解明するための観測調査を平成8年から4カ年をかけて実施し、このほど報告書が出されております。

西条の自慢の一つにうちぬきがあります。このところ河床の目詰まりがひどく自噴のとまるどころが出てきています。このため、**西条市は、現在、加茂川河床を掘削し掘割水路をつくって目詰まり対策を行っていますが抜本的な対策とはなっていません。そもそも河床が上がってしまっていることをどうするのでしょうか。今や天井川と化しています。目詰まりの主な原因は、加茂川上流の山林の崩壊や谷川からの土砂の流入によるものと考えられます。土砂の流入を防ぐためには、上流での治山、砂防事業の推進、さらには流域の森林による水源涵養施策などの推進を願うものですが、河川管理についての取り組みをお聞かせください。**

次に、今、西条市の取り組むべき最大の課題は、工業都市としてさらなる飛躍を遂げるための東予港の港湾整備の推進であります。東予港は、東予新産業都市の拠点港湾として金属、機械、化学などの工場の原材料及び製品の搬出搬入を中心に事業活動を支える重要な役割を担っております。

現在の港湾計画は昭和62年に計画改訂がなされ、今般再改訂に向けての取り組みをいただいていると聞いております。時あたかも公共事業の見直しを取りざたされてはおりますが、昭和62年当時と比べて埋立地への企業立地が大きく進捗いたしております。これらの現状も踏まえた計画の見直しをぜひとも進めていただきたいと考えております。

具体的には、**西条地区の計画の中にある漁協も対応をいたしております小型船だまりの早期着工や平成18年の完成を目指して現在も順調に事業の進捗を見ております産業廃棄物処分用地の造成工事についても、早期完成を目指した取り組みをいただきたいと思っております。**

また、当地区には、**今治造船の主力工場が立地稼働しており、その建造能力に見合った航路のしゅんせつ、沖合いの防波堤の設置、さらには東ひうち前面への公共岸壁の整備など地域の振興に役立つ事業として必要性、緊急性を御理解いただき、その推進を願うものであります。**

このほか、現在の荷役施設では、その能力が十分ではなく、また接岸船への水の供給施設がないなどせつかくの施設を十分生かしきれていない状況にあります。特段の御配慮をお願いしたいと思います。

今回の東予港の港湾計画の見直しに当たっては、こうした現状を踏まえ積極的な取

り組みをお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○知事（加戸守行君）

次に、明比議員からの質問に答弁させていただきます。

教育改革と青少年の健全育成について、まず、教育改革についての知事の所見はどうかとお尋ねでございました。

元来教育とは、申し上げるまでもなく人格の陶冶を目指すものでございまして、いつの時代にありましても、一番求められるのは心の教育を通した人格形成でございまして、現在進められております教育改革もすべてここに帰結するものと思っております。

お話がございましたように教育改革国民会議では、先般の中間報告の中で、心の教育の具体的な方策の一つとしまして、奉仕活動を小中高校生の全員が行うようにすることが盛り込まれておりますが、今後、最終報告に向けて活発な議論がなされるものと期待いたしております。

私は、奉仕活動を初めといたしましたいうなれば実践的な体験活動が、生命を尊重する心であるとかあるいは他人への思いやりの心とか美しいものや自然に感動する心、さらには社会貢献の精神や忍耐力などを子供たちに豊かな人間性をはぐくむことができる活動であると考えてございまして、その教育的効果は極めて大きいと理解いたしております。

このため、教育委員会では、学校現場におきまして、児童生徒のボランティア活動の普及や自然、文化を異にする学校間の交流を進めますとともに地域におきましては、年齢の異なる子供たちが身近な施設に宿泊し学校へ通いながら生活体験を初め農業体験や自然体験あるいは地域住民との交流を行う事業などに取り組み、成果を上げているものと考えております。

今後とも教育委員会には、教育改革国民会議の審議の動向を見きわめながら、体験活動の充実を含め、社会全体で取り組む青少年の健全育成対策を積極的に推進してもらいたいと思っております。

次に、青少年の健全育成のためのスポーツ振興について知事はどう考えるのかとお尋ねでございました。

明比県議がおっしゃられました青少年の健全育成のためにスポーツ振興は極めて有意義だという意見に私も全く同感でございます。

最近の青少年には、規範意識とか団結心、忍耐力、向上心などが希薄化してまいつているわけございまして、そういう指摘が多うございます。スポーツはこれらを養い高める上におきまして最適の体験であると考えております。

また、お話のとおりスポーツは、仲間との交流を深め、豊かな心や他人に対する思いやりをはぐくみ、さらには精神的なストレスの解消にも役立つものでございまして、今大きな社会問題となっております青少年の健全育成にも極めて大きな効果を持つものと期待いたしております。

このため、県体協を通じまして、スポーツ少年団活動を奨励いたしておりますほか、ジュニア競技力向上対策事業や学校体育大会費助成等を通じまして運動部活動を支援しているところをごさしまして、現在のスポーツ少年団団員数は約1万3,000人、公立学校の運動部の生徒加入率は、中学校で72.5%、高等学校では45.5%となっておりますなど中四国各県の中でも比較的高いレベルとなっていると理解いたしております。

今後、さらに**スポーツ少年団未設置町村におきまず設置促進や新学習指導要領に沿いました学校体育の充実、さらには市町村と連携して学校週5日制の受け皿としての総合型地域スポーツクラブの育成などを支援いたしまして、青少年がスポーツを楽しみながら人格形成や社会性を身につけることができますようスポーツに参加しやすい環境づくりに積極的に努力してまいりたい**と考えております。

次に、介護保険制度に関しまして、高齢者からの保険料徴収を円滑に実施するため、県ではどのような取り組みを行っているのかとのお尋ねでございました。

65歳以上の高齢者の方々の保険料いわゆる第1号保険料を決定、賦課する市町村におきましては、10月からの徴収を控えまして、通知書にわかりやすいパンフレットを同封するとか広報誌に特集を組み説明するとか地区別に説明会を行う等々地域の実態に即した方法によりまして、その周知、説明に努めているところでございます。

県におきましても、市町村担当者会議等を開催し、広報活動の徹底と問い合わせへの適切な対応等に万全を期すよう指導いたしておりますとともに老人クラブ等各種団体での説明活動やガイドブック改訂版の配布、9月24日の県広報誌「さわやか愛媛」等におきまして、保険料を確実に納付していただくよう理解を呼びかけたところでもございます。

また、保険料負担に十分な理解を得る上でも、個々の心身の状況に応じたより適切なサービスが提供されることが重要でございますので、県では、新たに**各地方局にケアプラン指導研修チームを設置いたしまして、各地域での実情に応じた課題や実例等を検討する等によりまして、プラン作成に当たるケアマネージャーの支援あるいは質の向上を図っていく**ことといたしておるところでございます。介護保険制度がさらに県民に信頼される制度となりますよう引き続き各種施策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、東予インダストリアルパークの整備分譲についてのお尋ねでございました。その中で、分譲に関する優遇措置についてどう考えているのかとの御質問でございました。

今回、企業立地を促進いたしますため、優遇措置全般を見直すことといたしておりますが、特に、東予インダストリアルパークにつきましては、早期分譲を図りたいとの観点から中小企業向け分譲団地として位置づけているところをごさしまして、中小企業対策として特別の措置を講じたいと思っております。

具体的には、一般の企業立地優遇措置に比べまして、投下固定資産額や新規雇用人数等の条件を大企業に比べまして緩和を図るということを考えておりますと同時に昨年のアンケート調査におきまして、企業が立地に当たって最も重視する要件でございました用地費の低減を図りますため、東予インダストリアルパークにつきましては、

用地費の一定割合を奨励金として交付することをただいま検討いたしております。

また、これとあわせて、初期投資の軽減を図りますため、**用地のリース制度や割賦支払い制度の創設など企業の立地形態に合わせた柔軟な支援措置を整備したいと考えておりまして、これらを通じまして、東予インダストリアルパークに優良企業の立地集積を図ってまいりたい**と思っております。

その他の問題につきましては、関係理事者の方から答弁させることといたします。

○県民環境部長（武智勝久君） 明比議員にお答えをいたします。

小型廃棄物焼却炉対策をどのように指導していくのかとのお尋ねでございました。

小型廃棄物焼却炉につきましては、平成13年1月からダイオキシンの排出規制が適用されるため、県は、今年度から小型焼却炉の立入調査を実施し、施設の実態把握やダイオキシン測定の実施を指導しているところでございます。平成14年12月からは、大型焼却施設と同様にさらに厳しい排出基準が課せられることとなっております。

この基準に適合するため、市町村等が主に設置をしております大型焼却施設につきましては、ごみ処理施設の広域化の推進やバグフィルターなどの高度の排ガス処理施設を設置をしまして、順次対策が講じられておりますが、主に民間が設置をしております小型焼却炉につきましては、対策に多額の経費を要することから、期限内に基準に適合するかどうか懸念をされているところでございます。

このため、さきに公民会議の大前議員にもお答えをいたしましたとおり、今回、ゼオライトやセラミックなどを使用した簡易でかつ効率的な小型焼却炉のダイオキシン削減試験を愛媛大学と連携して実施をすることといたしておりまして、この試験結果で実用化が十分可能であれば、施設設置者に対しまして、広く普及に努めてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○保健福祉部長（高橋 弘君） 次に、明比議員にお答えをいたします。

介護保険法に関しまして、更新認定における公平公正さを確保するため対策はどうかという御質問でございました。

更新認定に際しましても、新規認定時と同様、訪問調査と主治医意見書による的確な状況把握と全国統一の共通認識に基づく認定審査会の運営が行われることが重要でございます。

このため、県におきましては、要介護認定に携わる訪問調査員及び認定審査会委員の資質の向上を図ってまいりますために、本年度から、新任者研修に加えまして、実際に認定業務に従事しております現任者約1,600名を対象とした研修会を8月から9月にかけて県下16カ所で開催いたしまして、この半年間の認定実績を踏まえた具体的事例の検討等も交えながら、訪問調査の留意事項や審査判定基準の再確認、公平公正さの確保に対する意識の徹底等について周知してきたところでございます。

また、医学的見地から意見書を書く主治医は、要介護認定において非常に重要な役割を担いますことから、愛媛県医師会の協力を得まして、新たに主治医に対する研修

会も開催する予定としております。

要介護認定は介護保険制度の根幹をなすものでありまして、制度への信頼性を損なうことのないよう研修会等を通じまして、今後とも訪問調査員等の資質向上に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○経済労働部長（田中 忠君） 明比議員にお答えをいたします。

東予インダストリアルパークの整備分譲について、今後の分譲スケジュールはどうか。また、分譲価格などの分譲条件はどうかとお尋ねでございます。

東予インダストリアルパークにつきましては、今回の補正予算で立地企業の公募に関する経費をお願いをしているところであり、企業誘致リーフレット、新聞、雑誌広告等を通じまして広く募集をしたいと考えております。

具体的には、11月ごろから募集を開始し、年内に立地ニーズを取りまとめた上で団地整備工事を実施をし、来年度後半の分譲を目途に進めていく予定でございます。

また、公募に際しての分譲単価、分譲申込人の資格、分譲用地の利用に関する条件、手続など分譲条件の詳細につきましては現在検討中であり、早急に案を固め分譲要領を決定をいたしたいと考えております。

なお、分譲価格の見込みにつきましては、現在鑑定評価を依頼をしているところであり、今月中には報告をいただくことになっておりますが、分譲要領とあわせて公表する予定でございます。

以上でございます。

○土木部長（山本雅史君） 続きまして、明比議員にお答えいたします。

まず、改正都市計画法における線引き制度について県はどう取り組むのかというお尋ねでございました。

いわゆる線引きでございますが、これは都市への人口集中による無秩序な宅地化を防止いたしまして、快適な市街地の形成を図るために市街化区域及び市街化調整区域の設定を行うものでありまして、本県におきましては、松山、今治、東予の3広域都市計画区域が適用区域に指定されておるところでございます。

しかし、近年、経済社会情勢が大きく変化しますとともに県や市町村が地域住民と一体となって個性豊かな都市整備に取り組むといった環境が整ってきましたことから、お話のように、都市計画法が改正されまして、その中で線引き制度も3大都市圏を除きまして、都道府県に行くか否かの判断がゆだねられることになったわけでございます。

このため、県といたしましては、**線引きの必要性の重要な判断要素であります宅地化等の動向を予測するために、来年度から基礎調査を実施いたしますとともに線引き制度が果たしてきました役割を考慮した上で、市町村や地元住民あるいは学識経験者等の御意見を踏まえながら線引きの要否の判断を行い、その内容を平成15年度をめぐりに作成する都市計画のマスタープランに盛り込みたいというふうと考えておるところでございます。**

続きまして、地元問題として2点御質問いただきました。

まず、加茂川の河床上昇対策をどうするのか。また、上流の治山、砂防事業や流域の水源涵養施策をすべきと思うがどうかというお尋ねでございました。

加茂川水系の上流部は、御承知のように、急流でありますために侵食が著しく、たびたび過去に土砂を流下させておるところでございます。このため、従来から河床上昇が見られておりました、治水対策上必要な箇所につきましては河床掘削を実施しておるところでございます。特に、昨年9月の台風16号によります堆積土砂につきましては、支川の谷川では、災害復旧事業の採択を受けまして河床掘削を実施いたしました。また、JR橋から国道11号の加茂川橋の間におきましては、県単独事業で河床掘削を実施いたしました。

今後とも堆積する土砂対策といたしまして、河床掘削の必要な箇所につきましては、引き続き事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、上流域の土砂対策といたしまして、これまで流域の状況を見ながら治山及び砂防施設の整備を進めておりました、昨年の台風による土砂流出の激しかった谷川あるいは新たに発生した山腹崩壊地につきましては、11年度の国の補正予算で新規の砂防ダムに着手いたしますとともに緊急治山事業等により復旧対策に努めておるところでございます。

今後とも**水系における土砂の流出抑制と森林の保水力を高めるため、治山及び砂防事業を計画的に推進いたしますとともに植林や間伐など適正な森林管理を行うことによりまして、総合的な水源地域の保全を図ってまいりたい**というふうに考えております。

それから最後に、東予港の港湾計画の見直しに当たっては、企業立地の現状を踏まえたものにすべきと思うがどうかということでございました。

御案内のとおり東予港の港湾計画は、昭和62年に改訂されましてから13年の年月が経過しております、この間、埋立地には企業が進出し、港湾を取り巻く情勢も大きく変化してきておりますことから、港湾計画を改訂する時期に来ていると考えておるわけでございます。

このため、改訂に向けて準備を進めているところであり、来年度からは本格的な調査を行いますために、現在国に調査費を要望しておるところでございます。

改訂に当たりましては、**東予地方の臨海部に立地しております企業の動向とか地元市町村の意向なども十分踏まえまして、平成15年度には、東予における生産活動を支える拠点港としてふさわしい港湾計画を立てたい**と考えておるところでございます。

なお、**西条地区の小型船だまりや廃棄物埋立護岸工事につきましては、来年度予算を国の方に要望しておるところでございます。しかし、お話の荷役設備とか末端の給水設備につきましては、原則として地元市町村あるいは荷役業者の方が設置することになっておりますので、今後、地元市町村と調整を図ってまいりたい**というふうに考えております。

以上でございます。

○警察本部長（安原敬裕君） 明比議員にお答えいたします。

現在、警察が進めている空き交番対策の内容はどうかとお尋ねでございます。

現在、県内には55の交番、183の駐在所があり282人の警察官を配置し、地域の安全と平穏を確保するための地域警察活動を展開しております。

御指摘の空き交番とは、交番の事務所に勤務員がおらず来訪者の対応ができない状態にある場合を言います。こういった空き交番となる主な理由は、交番に勤務する警察官が、警ら活動や巡回連絡、交通監視といった署外での活動、事件、事故などへの現場臨場あるいは夜間のパトカー勤務、留置場看守業務といった他の業務の支援に出勤し交番体制が手薄になることが挙げられます。

こういった空き交番問題への対策といたしましては、不在がちとなる交番につきましては、パトカーや隣接交番勤務員をその交番に立ち寄りしたりすることにより、空き交番となっている状態の時間をできる限り短くなるよう努力しております。

また、空き交番の大きな原因は要員不足にあることから、平成6年度に交番相談員制度を導入し、知識、経験が豊富でかつ警察業務に精通している警察OBを現在7名嘱託職員として採用し、松山東警察署に4名、松山西、松山南及び今治の各警察署に1名を配置し、それぞれ繁華街や駅前などの来訪者の多い交番に配置しております。そうして、落とし物や困りごと相談など公権力の行使を伴わない警察業務を行わしているところであります。

今後とも空き交番問題を改善する観点から、交番相談員の増員を初めとする要員体制の拡充を図るべく関係当局と検討を重ね、県民の方々の理解を得てまいりたいと考えております。

次に、県内における来日外国人犯罪の実態と対策はどうかというお尋ねであります。

来日外国人犯罪は、全国と同様本県でも年々増加しており、平成11年は、過去最高の101件34人を検挙しております。本年は、6月末現在で76件23人を検挙しておりますが、これは昨年の8倍強のペースで推移しているものであり、警察としても強い危機感を抱いているところであります。

本県警察が摘発した主要な事件といたしましては、先ほど御指摘ありましたミャンマー一人に係る地下銀行事件、台湾の偽造グループが関与した郵便法違反事件などがございます。全国的に見て、こういった外国人犯罪の特徴といたしましては、中国など海外の犯罪組織や我が国の暴力団の介入がある場合が多いこと。犯罪が巧妙、広域的であり、かつ組織的な証拠隠滅を得意としていることなどがあります。また、取り調べに際しましては、外国語の通訳が必要であるなどこの種捜査には多大な労力、時間を要しているところであります。

来日外国人犯罪は、今後とも大きく増加すると考えられますので、県警察におきましても、捜査体制の充実、強化とあわせて語学能力を有する捜査官の育成、適正配置、これらを当面の最重点課題として鋭意取り組んでいるところであります。

以上でございます。